統計一覧表

1.賃金構造基本統計調査（第1表、第2表、第3表、第4表、第8表、第9表）

毎年６月分について実施しているもので、事業所規模５人以上の民営と、１０人以上の公営、民営の事業所における、年齢・学歴など労働者の属性や業種別に賃金の額を表にした統計です。

◎以下は、賃金構造基本統計調査における主な用語の定義について説明します。

●常用労働者
次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。
①期間を定めずに雇われている労働者。
②１か月を超える期間を定めて雇われている労働者。

●短時間労働者
１日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は１日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。

●きまって支給する現金給与額
労働契約、労働協約あるいは就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって６月分として支給された現金給与額をいい、手取額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。

●所定内給与額
きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。なお、超過労働給与額は、時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当など。

●年間賞与その他特別給与額
調査実施前年1年間における賞与(いわゆるボーナス)､期末手当等特別給与額をいう。

●初任給額(令和元年調査まで)
各年に採用し、６月末現在で実際に雇用している新規学卒者（各年の３月に学校教育法に基づく中学、高校、高専・短大又は大学を卒業した者）の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、各年の初任給額として確定したもの。

●新規学卒者
調査対象期日現在に雇用している一般労働者のうち、調査実施年３月に学校等を卒業しているものをいう。

◎統計表に用いている符号

「－」…該当する数値がないもの

2.毎月勤労統計調査(第5表、第6表、第7表、第10表、第11表、第12表、第13表、第14表)

　農業、林業、漁業、一般公務を除く１６大産業に属する事業所から一定の事業所を抽出して毎月調査しているもので、指数の変化をみることにより、時間の経過に伴って賃金水準がどのように変化したかを把握することができます。

◎以下は、毎月勤労統計調査における主な用語について説明します。

●現金給与額
　所得税、社会保険料、労働組合費、購買代金等を差し引く以前の総額。

●きまって支給する給与
　労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される給与のことであって、家族手当、超過労働給与を含む。

●所定内給与
　きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここで超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

●特別に支払われた給与
　次の各号に該当する給与をいう。

①労働協約、就業規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に支払われた給与。

②労働協約、就業規則等により支払われた給与のうち、次に該当するもの。
　ア.夏・冬の賞与（いわゆるボーナス）、期末手当等の一時金
　イ.３か月を超える期間で算定される給与
　ウ.労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の追給分

●現金給与総額
　「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

◎統計表に用いている符号

「－」…該当する数値がないもの
「×」…集計事業所数が少数であるため非公表
「０」…表記単位に満たないもの